

鶴岡市農業委員会第 21 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 4 年 8 月 1 0 日(水) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 2 番 渡部 長和 3 番 小林 義一 4 番 佐藤 みほ 5 番 工藤 久子 6 番 大沼 恒司 8 番 金野 匡良 10 番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 石川 守 3 番 齋藤 功 4 番 井上 佳奈子 5 番 碓氷 伸 6 番 齋藤 力 7 番 高橋 聡 8 番 丸山 伸一 9 番 高橋 文雄 12 番 鈴木 聡 14 番 亀井 龍夫 15 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	7 番 高橋 好博委員 9 番 新館 登委員 10 番 前田 浩推進委員 11 番 佐々木 貢昌推進委員 13 番 伊藤 由紀子推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、7 番 高橋好博委員、9 番 新館登委員、10 番 前田浩推進委員、11 番 佐々木貢昌推進委員、13 番 伊藤由紀子推進委員より提出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 21 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、2番 渡部長和委員と、3番 小林義一委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。 6番 大沼 恒司委員。
6 番 委 員	6番 大沼です。藤11でありますけれども、本件は親子間の申請であります。受け手の■■さんは、私の隣集落の方でありまして、昨年まで生産組合長を経験しておりますし、地元の管理組合等の役も担っております。藤12の■■さんでありますけれども、この方、お父さんが亡くなっておりまして、反別は少ないのですけれども、農業を頑張っている意欲のある方です。この2件とも農地法第3条第2項には該当しないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。 5番 碓氷 伸推進委員。
5 番 推 進 委 員	5番 羽黒の碓氷です。羽8番ですが、8月2日午後4時より、新館委員、事務局2名と私の計4名で、現地確認をしました。 今までは、孫の■■さんから見て祖父の■■さんが、父に貸しておりましたが、このたび■■さんが新規就農のため、祖父から孫の■■さんへの借り人の変更であります。■■さんは、適切な管理をして農業を頑張っている方と確認しております。農地法第3条第2項には該当せず、問題ありませんでしたので報告させていただきます。

議	長	ありがとうございます。 それでは審議にはいります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局		(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議	長	ありがとうございます。5条案件ですので、現地調査の報告をお願いします。 9番 高橋 文雄推進委員。
9番推進委員		9番 推進委員高橋です。8月3日に午後5時半より、丸山成章委員、事務局一名と私で現地を調査した結果、集落に接続した農地であり、また盛土や建物の建設を行わないことから、特に問題ないと判断しましたので報告いたします。
議	長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局		(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議	長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	賛成により議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事務局		(説明)《議案第4号 非農地証明願について》

議 長	<p>ありがとうございます。これは、非農地証明案件ですので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。</p> <p>4番 佐藤 みほ委員。</p>
4 番 委 員	<p>4番 佐藤です。朝1についてですが、私を含め委員3人と、事務局2名で現地確認に行ってきました。昭和50年頃から、約50年近く農地として活用しておらず、現在は田であった形跡もなくなっております。また、山の斜面近くであることもあり、木も生い茂っている状態で、今後農地として復元することはできないと見込まれることから、農地でないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議にはいります。質疑のある方、挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決をおこないます。議案第4号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>賛成により議案第4号 非農地証明願について、原案通り決しました。</p> <p>以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第21回東部農地部会を閉会いたします。</p>
	<p>閉 会 午前9：55</p>
	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 渡部 長和 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 小林 義一 _____</p>